

厚生労働省三重労働局発表
令和 7 年 9 月 11 日

報道関係者 各位

【照会先】

三重労働局労働基準部賃金室
室 長 久留原 郁子
室長補佐 林 篤 史
賃金指導官 矢 田 有
(電話) 059 (226) 2108

三重県最低賃金が改正されます

～ 令和 7 年 11 月 21 日から、時間額 1,087 円となります ～

三重労働局長（石田 ^{いしだ さとし} 聡）は、三重県最低賃金を、令和 7 年 11 月 21 日から、**時間額 1,087 円**に改正することとし、本日（9 月 11 日）、官報公示を行いました。

この最低賃金は、最低賃金法第 14 条第 2 項に基づき、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等を含む全ての労働者に適用されます。

三重労働局では、改正される最低賃金について、賃金引上げのための支援策とともに周知し、履行確保に努めてまいります。

資料

- ・ 三重県内の最低賃金
- ・ 三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移
- ・ リーフレット「事業主の皆さまへ 賃金引上げの支援策」

最低賃金法

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

※ 三重県（地域別）最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（時間額1,033円）」、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円）」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額1,047円）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。